

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に向けての取り組みについて

1. 市民・事業者からの意見聴取について

(1) 市民・事業者へのアンケートの実施について

①市民・事業者アンケートの目的

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けて、市民・事業者等の地球温暖化をめぐる意識や取り組み状況の変化を把握するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大などの地球温暖化対策の妨げとなっている事項や施策を拡充していくために必要な事項などを把握し、計画策定や今後の施策立案の基礎資料として活用することを目的とします。

②市民向けアンケートについて

<ア. 市民アンケート（18歳以上）>

調査地域：枚方市全域

調査対象：3,000人、郵送によるアンケート調査

市民約40万人に対して、アンケートの許容誤差3%以内を目指す場合、約1,100件の回答が必要となる。

このため、アンケートの回答率40%を目指すこととする。

参考①：2019年度実施の第3次環境基本計画策定時の市民アンケートの回答率：29.5%（3,000件配布）

参考②：2011年度実施の第1次地球温暖化対策実行計画策定時の市民アンケート回答率：55%（2,000件配布）

※より多くの市民に回答いただけるよう、アンケート期間中に、回答を促すはがきを送付。

抽出方法：18歳以上の市民を対象。無作為抽出。（住民基本台帳による）

調査内容：参考資料4「市民アンケート」参照。

<イ. 高校生アンケート>

調査対象：より多くの若年層から意見を聞くため、市内9高等学校の学生を対象に、インターネットアンケート調査

調査内容：市民アンケート（参考資料4）とは一部内容を変更し、アンケートを実施。参考資料5「高校生アンケート」参照。

③事業者向けアンケートについて

<ア. 事業者アンケート>

調査地域：枚方市全域

調査対象：200事業者、郵送によるアンケート調査

参考①：2019年度実施の第3次環境基本計画策定時の事業者アンケート回答率：32.0%（200件配布）

参考②：2011年度実施の第1次地球温暖化対策実行計画策定時の事業者アンケート回答率：47%（200件配布）

抽出方法：総務省経済センサス調査データから業種別事業者数を考慮し、抽出。

調査内容：参考資料6「事業者アンケート」参照。

<イ. 枚方市地球温暖化対策協議会会員事業者対象アンケート>

調査対象：枚方市地球温暖化対策協議会会員事業者127社、郵送及びインターネットによるアンケート調査

調査内容：事業者アンケート（参考資料6）と同様の内容で、アンケートを実施

(2) ワークショップの実施について

①目的

枚方市環境審議会地球温暖化対策実行計画策定部会において、新たな枚方市地球温暖化対策実行計画の策定に向けた検討を進めています。枚方市らしい計画にするため、市民の生の声、特に今後を担っていく若年層が、脱炭素社会の実現に向けて、どのように感じているのかを聴取する機会を設け、「将来のめざすべき姿」や「どう取り組んでいけばいいのか」などについて、意見を得るため実施するものです。

また、意見のとりまとめ役を大学生に担ってもらうことで、若年層による活発な議論に繋げ、環境保全を担う人材を育てるとともに、18歳以上対象の市民アンケートを補完する役割も担うものです。

②実施時期と実施回数

令和3年9月頃に開催予定。開催は1回。

③参加者

市内の高校生 30～40 名程度。6 グループに分かれて実施。（市内のすべての高等学校（9校）に枚方市から個別に参加要請。）

④コーディネーター

コンサルに依頼。また、アドバイザーを本審議会の花田会長に依頼。

（参加いただく高校生の各グループには、大学生がリーダーとして参加いただき、グループのとりまとめ役を担ってもらう予定。）

⑤ワークショップの進め方

- ・ 導入説明・・・枚方市の地球温暖化をめぐる状況やこれまでの取り組みについて説明
- ・ グループ発表

- ア. 自己紹介、役割分担
- イ. アイスブレイク（簡単な環境に関するゲーム等）
- ウ. 「脱炭素社会に向けて、めざすべき姿」についての意見出しとまとめ
- エ. 各グループの中間発表、情報共有
- オ. 「脱炭素社会やSDGsのゴールの達成にむけてどう取り組んでいけばいいか」についての意見出しとまとめ
- カ. グループ発表
- キ. 花田会長によるワークショップ総評

2. 計画の基本的事項と施策の方向性の考え方について

(1) 計画の基本的事項について

項 目	次期実行計画の方向性	現行計画
① 計画の位置づけ	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 ・「第3次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画	変更なし
② 計画期間	8年間 (2023年度～2030年度)	10年間（2013年度から2022年度） 【改定版】5年間（2018年度から2022年度）
③ 計画の見直し時期	概ね4年後に社会状況等の変化を踏まえ、中間見直し	変更なし (改定版は、「国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直し」)
④ 目標の基準年度	2013年度 ※国の「次期地球温暖化対策計画」策定後、変更の可能性あり	1990年度 【改定版】2013年度
⑤ 計画の目標	<長期目標> 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ <中期目標> 2030年度までの温室効果ガス排出量の削減割合を今後設定予定 ※国や府が示す目標や目標設定の考え方をベースに、2050年実質ゼロからのバックキャストの考え方等も踏まえ、市としての目標を設定する。	【改定版】 短期目標：2022年度に2013年度比で12%以上削減 中期目標：2030年度に2013年度比で26%以上削減 長期目標：2050年度に80%以上削減
⑥ 対象とする地域	枚方市域全域	変更なし
⑦ 計画の主体	本市の温室効果ガスの排出に関わるすべての市民・市民団体、事業者、行政のあらゆる主体	変更なし
⑧ 対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素 (CO ₂) ・メタン (CH ₄) ・一酸化二窒素 (N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	変更なし

（2）施策の方向性の考え方について

①取り組みの基本的な考え方

- 2030年度に向けては、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を見据え、建築物の省エネ化や、市民・事業者などによる省エネルギーの取り組みを進めることで、エネルギー・資源の使用量を極力、削減するとともに、再生可能エネルギーの普及促進により、エネルギー使用に伴い、排出される温室効果ガス排出量を削減していきます。
- 2030年度以降は、さらなる取り組みを進めていくとともに、森林吸収やカーボンリサイクル技術などの脱炭素社会に向けた技術革新による二酸化炭素の吸収・固定化により、「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指します。

②基本方針と取り組みの方向性の考え方

< 1. 現計画の施策体系 >

基本方針	取り組みの方向性
＜基本方針1＞ 再生可能エネルギーの利用拡大	1. 再生可能エネルギーの普及・啓発と導入支援
	2. 太陽光発電システム等の設置
＜基本方針2＞ 省エネルギー・省CO ₂ 活動の推進	1. 市民・市民団体による省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進
	2. 事業者による省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進
＜基本方針3＞ 低炭素化につながる環境整備の推進	1. 環境負荷の少ない交通体系等の推進
	2. 緑の保全と創造
	3. 気候変動の影響に対する適応策の推進
＜基本方針4＞ 循環型社会の構築に向けた活動の推進	1. 発生抑制行動の促進
	2. リサイクル活動の促進

< 2. 新計画の施策の方向性（素案） >

- 「基本方針1」に、再生可能エネルギーの普及促進や水素などの新たなエネルギーの活用、環境に配慮した電動車の普及促進、建築物の省エネ化に関する事項を位置づける
- 「基本方針2」に、市民・市民団体、事業者による省エネルギーや省CO₂活動の促進に関する事項を位置づける
- 「基本方針3」に、気候変動の適応策や環境に配慮した交通対策、緑の保全や創出、管理などに関する事項を位置づける
- 「基本方針4」に、廃棄物対策や循環型社会の形成に関する事項を位置づける
- 個々の基本方針を横断する基盤的な施策の設定を検討する